

岡崎市公告第51号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

岡崎市長 中根 康 浩



記

- 1 会合の対象とした区域
矢作地区
- 2 会合の結果を取りまとめた年月日
令和5年2月8日
- 3 今後の地域の中心となる経営体の状況
 - (1) 経営体数

法人	3経営体
個人	45経営体
集落営農（任意組織）	2組織
 - (2) 農地の集積面積
443ha（区域内の農地面積602ha、集積率73%）
- 4 地域農業の今後の在り方
 - (1) 担い手への農地の利用集積は進んでいるが、さらに担い手や営農組織の育成強化を図り、地域の中心となる経営体（担い手）への集積を図る。
 - (2) 高齢化等により農業従事者は減少傾向にあるため、農業後継者や新規就農者の確保・育成を図る。
 - (3) 土地利用型農業については、水稻・麦・大豆によるブロックローテーションを推進する。
 - (4) イチゴ・ナス等の施設園芸や露地野菜の生産振興を図る。
 - (5) 土地改良事業の実施に合わせ、農地中間管理事業による農地の集積・集約を推進する。
 - (6) 化学農業及び化学肥料の低減、有機農業の取組面積の拡大を図る。